

室戸市価格高騰重点支援給付金のご案内

※受給には手続きが必要です。

住民税均等割世帯（所得割が課されていない世帯）

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

- 価格高騰重点支援給付金（住民税均等割課税世帯）は、令和5年度の住民税所得割が課されていない者のみで構成され、かつ均等割のみが課税されている人がいる世帯を対象に支給する給付金です。
- 令和5年12月1日時点で室戸市に住民票がある世帯が対象です。

※ただし国の方針により、令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されている世帯は、今回の給付金支給の対象になりません。
また、価格高騰重点支援給付金（7万円）を受給した世帯（世帯主）は、今回の給付金支給の対象になりません。

子育て世帯加算

※住民税均等割世帯と同じ申請書となります。

均等割世帯のうち世帯（同じ住民票）に住民登録されている18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合、児童1人あたり5万円が加算されます。

※児童養護施設・乳児院・障害児入所施設・児童心理治療施設等への入所児童については、加算されません。

給付金の手続き・支給時期

・3月下旬頃に対象となる可能性のある世帯に申請書を発送します。
必要事項を記入し、福祉事務所へ返送してください。

・口座への振り込みは、室戸市が申請書を受理した日から2～3週間後が目安です。

①支給対象世帯と児童の住民票が別であっても申し出により支給対象となる場合があります。

例) 子どもが学業のため住民票が単身となっている場合など
※ただし、子ども以外が世帯主となっている場合は対象外

②令和5年12月1日から令和6年8月17日までに出生した子ども（新生児）も加算対象児童となります。

申請期限までに申請をしてください。

該当する方（世帯主）は申請が必要です。
福祉事務所に連絡して申請書を請求してください。

申請受付期限 令和6年8月30日（金） ※郵送の場合は必着